

## 附 錄

### 地方衛生研究所全國協議會

#### 第3回總會記錄

第3回總會は、前年4月東京都立衛研の主催で開催した第2回總會において満場一致をもつて北海道での開催を希望したので中村北海道立衛研所長は、關係方面的了解を得てこれを引き受け新井會長とも種々打合せの上この年8月北海道で開催される第7回日本公衆衛生學會へ兼ねて出席する方々の便宜をも考慮して8月13, 14の兩日を期し札幌において開催のことに決し地元衛研所長よりは4月22日付で、また新井會長よりは6月10日付をもつて各會員に向け案内状を發送するとともに一面厚生省その他關係の中央試験研究機關における要路の御臨席を懇請するなど着々準備を進めた。

かくて當日出席された會員は53名、來賓は10名であり全然出席しない會員は13箇所であつた。

會期中は盛夏の候とはいいながら耐えられぬほどの暑さでもなく終始好天に恵まれて行事は次の順序によつて萬事順調に運ばれた。

#### 總會順序

- 1 期 日 昭和27年8月13日, 14日
- 2 場 所 札幌市北4條西6丁目北海道町村會館
- 3 出 席 者 別掲
- 4 行 事
  - 1 會 議 8月13日午前10時開會
    - (1) 挨 捶
      - I 中村北海道立衛研所長
      - II 新井地研全國協議會長
      - III 北海道知事（代理野口副知事）
      - IV 西野北海道衛生部長
    - (2) 祝 辞
      - I 厚生省公衆衛生局長（代理輕部研究所課長）
      - II 小林國立豫防衛生研究所長
      - III 近藤國立衛生試験所長
      - IV 田中北海道議會衛生常任委員長
    - (3) 議長選舉
    - (4) 昭和26年度事業報告

(5) 昭和26年度會計報告

晝 食 (正午)

(この間ににおいて支部長會議開催、會長及び副會長互選の結果新井會長及び塙田副會長再選)

午後1時10分會議再開

(6) 提出議題審議

(7) 輕部厚生省研究所課長口演

(8) 次回總會開催地協定

午後4時45分閉會

2 懇 談 會 8月13日午後5時30分より札幌市北1條西2丁目産業會館において晚餐をともにしながら懇談し次の各位の祝辭挨拶などがあつた。

I 中村北海道立衛研所長挨拶

II 田中北海道知事挨拶

III 輕部厚生省研究所課長祝辭

IV 新井地研全國協議會長挨拶

V 田中北海道議會衛生常任委員長祝辭

最後に小林國立豫防衛生研究所長の提唱によつて乾杯。

3 観 察

(1) 市内観察 8月14日午前10時より大型バスを利用して次の順序により札幌市内及び近郊を観察した。

農林省農事試験場畜産部、北海道大學附屬植物園、雪印乳業株式會社、日本麥酒株式會社札幌支店工場、北海道大學

終つて午後4時30分道立衛生研究所において解散

(2) 道内観察

I 登別洞爺國立公園方面 8月14日午後3時、札幌驛發登別溫泉1泊15日洞爺溫泉にて解散

II 阿寒國立公園方面 8月14日午後9時30分、札幌驛發美幌、川湯、弟子屈を経て阿寒湖畔1泊16日釧路にて解散

總 會 議 題

(第1類) 衛研の機構及び権限の確立並びに助成に關する事項

1 地方衛生研究所法制化要望について(中國四國支部提出)

2 地方衛生研究所の根據法制定の促進について(神奈川縣衛研提出)

3 衛生研究所法の成立促進について(福岡縣衛研提出)

4 國において施行の衛生検査業務の一部を地研に移譲方について(福岡縣衛研提出)

5 地研の事業費に對する國庫補助金交付方要望について(神奈川縣衛研提出)

(第2類) 衛生検査の法制化に関する事項

- 1 衛生検査法の制定について(大阪府立衛研提出)

(第3類) 地研職員の職階に関する事項

- 1 職階制における地方衛生研究所職員の地位について(大阪府立衛研提出)

- 2 地方衛生研究所職員の職階について(中國四國支部提出)

- 3 衛研職員の職階制に基づく待遇處置について(長野縣衛研提出)

- 4 地研關係技術職員の職階について(福岡縣衛研提出)

(第4類) 衛生技術者の研修並びに連繫施設に関する事項

- 1 衛生技術者の研修について(大阪府衛研提出)

- 2 地方衛生研究所職員に対する技術研修について(鳥取縣衛研提出)

- 3 衛生検査技術者の全國連合會結成について(大阪府立衛研並びに東北北海道地區協議會提出)

(第5類) その他の事項

- 1 地方衛生研究所地區協議會の名稱について(大阪府立衛研提出)

- 2 「地研情報」の編集について(東京都立衛研提出)

(追加議題)

- 1 地方衛生研究所全國協議會規約中第9條第2項に規定する會費年額500圓を1,000圓に増額のため規約改正について(兵庫縣衛研提出)

- 2 危険手當の支給について(兵庫縣衛研提出)

### 会議の状況

會議は上掲の順序によります開催地元の中村北海道立衛研所長の開會の挨拶に始まり次に全國協議會長たる新井東京都立衛研所長の挨拶があり終つて野口北海道副知事が田中知事の代理として挨拶を述べ續いて西野北海道衛生部長の挨拶があつた。

次いで來賓の祝辭に移り輕部厚生省研究所課長が山口公衆衛生局長の祝辭を代讀し續いて小林國立豫防衛生研究所長、近藤國立衛生試驗所長及び田中北海道議會衛生常任委員長から懇切丁寧な祝辭があつた。なお以上の挨拶及び祝辭のうち文書を頂いた分及び草稿を頂戴した分は次のとおりである。

### 田中知事の挨拶

ここに各位の御要望に従いまして萬端不行届にもかかわらずこの總會をお引受けいたしましたところ、炎暑の折柄長途の御旅行もお厭いなくこの僻遠の地に多數各位のお越しを頂きましたことは、地元關係者の限りなき喜びであり深く光榮として衷心感謝申し上げる次第であります。

殊に國務御繁多の際にもかかわらず、厚生省よりは公衆衛生局長の代理として研究所課長殿の御臨席を頂き、また、地方における衛生研究所等に對し平素種々御指導を賜つております國

立豫防衛生研究所より所長殿及び副所長殿、また、國立衛生試験所より所長殿の御臨席を頂きましたことは錦上更に花を添えて頂いたものと存じまして、誠に有難く感謝に堪えない次第であります。

終戦後連合國側の慾憲若しくは勸告によつて改革された事項は、行政機構乃至施設の體様をはじめ各種の分野に涉つて枚挙に遑のないほど多數に上つておりますが、就中保健衛生の面における総合的な試験検査研究機關としての衛生研究所の設置の如きは、蓋し、衛生行政躍進の一象徴ともみるべきものであつてその効果の著大なことは、お互局に當る者の何人も否定しないところであろうと存じます。

本道は御承知のとおり大戦後我が國に残された唯一の資源地と目せられ、再建日本の基盤として一般から多大の期待を寄せられている譯であります。いわゆる総合開発の事業は、要するに未開発資源の活用によつて我が國における人口問題解決の一端に資すると共に経済力を増強して民生の安定及び生活文化の向上を圖とうとするものであります。國家事業と相俟つて道自體においても多大の經費を投じてこの大業先途のために眞剣な努力を續けている次第であります。しかしながらこれ等の施策は、所詮國民の健全なる活動を根底としてはじめて庶幾し得る譯であります。氣候風土等の地理的關係において比較的不利なる立場にある本道としては、この自然に對處して、道民の生活を如何に改善し向上すべきかの問題について徹底した調査研究を遂げることが保健衛生の分野における重要な課題となつてゐる譯であります。

幸い今回本總會及び第7回公衆衛生學會等を當地に開催せられ斯界の權威であられる多數の各位をお迎えいたしましたことは、本道として洵に稀有の盛事であり無上の光榮であります。どうかこの機會において當面の諸問題につき十分なる御討議を盡され又御多用中恐縮に存じますが、何卒道内事情の御視察を賜り忌憚なき御批判、指導を頂きますならば本懐これに過ぎるものはありません。

簡単ながらこれをもつて御挨拶といたします。

### 山口厚生省公衆衛生局長の祝辭

本日地方衛生研究所全國協議會第3回總回に當りまして、本協議會の發展を心からお喜びいたしますと共に、一言御挨拶申上げたいと存じます。

公衆衛生行政におきまして、科學技術を根據とした試験検査並びに調査研究が重要であることはあらためて申上げるまでもありません。厚生省におきましても昭和23年以來年々地方衛生研究所の建設に對し若干の補助を行つて參りまして、昭和27年度をもちまして3,573坪分の補助により、6,775坪分が完成し、延坪は計12,157坪に達しました。これら地方衛生研究所の整備に關しまして示された各都道府縣當局並びに研究所の方々の御盡力に對しましては私共は大いに感謝いたしてある次第であります。

地方衛生研究所の法制化につきましては、從來より主管課において立案しまして、關係各方面と折衝いたして參つたのであります。研究所の設置を義務づける以上それに必要な國庫負

擔分の財源を必要とすることと、全國50個所の研究所だけの設置法は検査行政の體系上問題であることなど種々の障礙がありましたので、一應國會提出を見合せることといたしましたが、これに代えまして、検査施設において検査業務に從事しております者の資質を向上させることにより、公共の福祉に寄與すること大なるを思いましてそのために必要な經費、例えば國家試験を行うに必要な經費等につきましては、明年度豫算に要求することといたしました。私共はこれにより衛生検査技術者が一つの職種として認められ地方衛生研究所の整備、衛生検査指針の制定と併せまして公衆衛生活動の強力な推進力となることを期待しているものであります。

以上申述べましたように、私共は衛生諸検査に關しまして、たお、大いに努力して參りたいと存じておりますが、研究所の各位におかれましてもなお一層の御支援と御協力を賜りますようお願ひいたしたいと存じます。

### 近藤國立衛生試験所長の祝辭

我が國獨立後最初の地方衛生研究所全國協議會第3回總會を本日この札幌の地でかくも盛大に御開催になりますことを心よりよろこび申し上げると共に、開催地元各位の並々ならぬ御骨折を御察し申し上げる次第であります。

この意義ある總會に私までお招きいただきましたことに對しまして深く感謝する次第であります、ただ今小林先生からの御挨拶にもありましたように、兄弟のような私どもを、一緒の仲間でなく、來賓として御招待いただきまして誠に恐縮に存じている次第であります。ボーズマン博士歸國されてからはやすでに1カ年余を経過しました。あなた方の衛生研究所にしても私どもの國立衛生試験所にしてもかなりに博士とは深い關係にありましたことはいうまでもありません。敗戦後まだ混亂がしづまないうちに、地方衛生研究所が芽ばえて、今日の生長をみます間にも、當局萬端の努力の外に、博士の非常な熱意を見逃すことはできないであります。

今我が國が獨立國家として再出發しました今日におきましては、皆様方の衛生研究所を一層充實しその水準を高めまた平均化する必要が一層痛感されるのでありますが、それには都道府縣各自の努力が最も大切であるとともに、他方今までよくいわれているように地方衛生研究所の法制化などが必要と存じます。その他これから協議されます事項につきましても、折角かよくな盛大な總會が開かれましたので、十分に所期の目的を達成されますよう御期待申上げる次第であります。

ボーズマン博士で思い出しますのは、博士の提案で私共の衛生試験所で昭和25年度に行つた醫藥品の一齊検査であります。その成績詳細は別の機會ですでにお話をしたことと存りますが、總檢體 14,134 のうちから見のがすことができない不合格品が 1,827 (12.9%) を數えたのであります。昨年は一齊検査をやらなかつたので、丁度上述の成績と比較する材料としてはありませんが、一應の成績としては、國家検定、國家検査の數字があります。兩者合して年間 8,944 の檢體で不合格品 432 (4.8%) を數えております。この檢體は調べられる心構えでつく

つたものですから12.9%の不良率がここでは4.8%にさがつてもただちに市販医薬品が1年間にかようによくなつたとはいえないことは勿論であります。ただ國家検定、國家検査の品目は前年の一齊検査で成績が比較的悪かつたものを取り上げて行つておりますし、また指標方のメーカーに對する指導も行き届いてきておりますので、一般医薬品の品質のレベルが向上してきていることは間違いないと信じております。

國家検定國家検査品目中医薬品の不良個所だけを拾つてみると314(100%)となります、その内有効成分の含量の過不足で問題となつたのが146(46.5%) 各種の異物を夾雜したものが77(24.5%)となつております。なおブドウ糖注射液、リンゲル液等の検體について發熱物質含有のものが3.2%，細菌含有のものが0.54%となつております。それらの注射液の製造については、設備や技術の點が向上しておりますので、上述のような成績を示しておりますが、一方昨年中特需検査をいたしましたうちの靜脈用注射液總検體中の29%に發熱物質がみられ、またその25%に細菌が認められました。これは特殊な事情もあつてかような不成績を示したのですが、以上に述べた諸點は大いに改善すべきものと存じますので特にメーカーの御指導をお願いいたしたいものであります。

つぎに食品については、化學検査並びに細菌検査の盲點を窺くものとしてアメリカで取り上げられ發達してきました異物検査これは小林先生の衛生検査指針でも、過般異物衛生検査法としてでき上りましたが私共でも一昨年來その實施にとりかかり、昨年中内外地米、みそ、さとう、小麥粉等の全國數カ所の保健所から集めた資料について行いました（編者註：その成績の概要を述べられたがその詳細は衛生試験所報告第70號に掲載されることとなつてゐるので省略する）その他大麥、大豆、粉乳などについても試験しましたが、いずれそれらの成績から食品衛生法第4條4にある不潔、異物の許容の最大限についての基準を定めるとともに、食品の製造、貯藏運搬などにわたつてその適正化の指導の目安をつくるべく推しすすめてあります。去る7月14日から同24日にわたつて、全國を東西2班に分け、公衆衛生局主催の食品衛生化學検査技術講習會を私共のところで、開催いたしました折に異物検査の講義並びに實習を行いましたので、準備をお進めになりさえすればいつでも技術的には実施し得られると思います。その結果いろいろ貴重なデータが得られることと存じます。そして相たずさえて食品衛生的レベルの向上に寄與したいものと念願する次第であります。

最後に、化粧品の試験基準のことありますが、ボーズマン博士の好意で入手いたしました米國標準基準を参考にして化粧品製造用原料、化粧品中の毒物、また化粧品の試験基準をつくるべく昨年6月に第1回の打合せ會を開き、爾後かなり進行はいたしておりますが、最近その促進方の要望も多いので、根本にさかのぼつて推進したい考えであります。

いろいろ御配慮をお願いしなければならないこともあると存じますのでその節にはよろしくお願い申し上げます。

以上御祝辭に加え、關係の仕事につきまして希望やお願いを申し上げることになりましたが、どうか本日の記念すべき總會が將來よい成績をもたらし得ますよう。重ねて希望いたしまして

私の御挨拶を終りたいと存じます。

### 議長選舉

**土谷北海道立衛研庶務課長** より議事整理の任に當る議長を選舉せられたい旨を提議した。

**新井東京都立衛研所長** より選舉の手數を省略して開催地元の中村北海道立衛研所長を議長に推選したい旨の發言があり満場異議なく決定。

**中村北海道立衛研所長** 議長席に着き就任の挨拶を述べた。

### 昭和26年度事業報告及び會計報告

**新井全國協議會長** より昭和26年度において本會の實施した事業及び會計の狀況につき次に掲げる報告書に基づいて説明があり、満場異議なく承認。

#### 實施事業

- 1 地研關係法の制定方促進についての運動
- 2 地研に研究職を設定することについての運動
- 3 會員名簿の發刊
- 4 地研情報の發刊
- 5 總會、支部長會議及び懇談會の開催その他

#### 收支狀況

收支區分	豫算額	收入(支出)済額	過不足
收 入	圓 50,000	圓 44,038	△ 圓 5,962
會 費		39,000	
繰 越 金		4,938	
預 金 利 子		100	
支 出	50,000	38,057	△ 11,943
會員名簿代		12,000	
地研情報代		13,500	
印章調製代		1,220	
紙筆墨代		1,470	
通信費		6,117	
會議費		2,100	
雜費		1,650	

差引残金 5,981圓、翌年度へ繰越

註 會費の未收額は17,000圓(25年度2箇所 1,000圓 26年度16箇所 16,000圓)である。

**川田東京都立衛研總務部長** より事業報告の内容につき次のような補足的説明があつた。

地研關係法の制定方促進については26年5月7日において第10回國會には提案されない事情に立至つた趣を聞知したので東京及び近縣の衛研所長が打揃つて厚生省に研究所課長を訪問してその經緯を聽いた上協議會を開き越えて同月11日右の状況を全國の會員に通報し併せて今後

本會の執るべき方策について意見の提出を求めた。各會員の意嚮に従つて厚生當局に陳情書を提出することとし、7月2日案文を添えて各支部長の意見を求めやがて各支部長の意見が纏つたので7月16日東京及び近縣所長揃つて厚生當局を訪ね陳情書を呈出して善處方を強く要望した上同月26日その顛末を各支部長に通知した更に本年1月22日に至り法案が第13回國會へも提出できなくなつた由研究所課長より知らせがあつたのでその旨各支部長に通報した。

地研に研究職を設定することについては27年3月28日研究所課長より研究職制定方につき農工關係研究機關の動きもあり地研側としても考究してみてはどうかと心付けて頂いたので研究所課の渡邊事務官の御出席を願つて東京及び近縣の所長並びに東京都立衛研庶務課長が會合して研究職設定方の要望書を提出することに決し書面を作成して翌29日地方自治廳次長及び科學技術行政協議會事務局長、日本學術會議事務局長、厚生事務次官に呈出した上このことを全國會員に通知した。

會員名簿は200部印刷して26年10月全國會員に3部ずつ配付しました『地研情報』第2號は300部印刷して27年3月5部ずつを會員に配付した。

26年4月6日東京茗渓會館において第2回總會を開催したが參會者は來賓を加えて62名であつた。また同年10月22日厚生省で開かれた全國衛研所長會議終了後同所において研究所課と共に懇談會を開き翌23日には支部長會議を開いて前日の會議事項その他について協議した。

### 議題審議

各會員提出の議題は議場において動議の提出によつて採擇追加された2件を加えて總數17件でありその審議は午後1時10分から開始された。なお議案審議の過程において日本衛生検査技術會北海道支部代表者數名が議長の承認を得て入場し第4類3項の議題討議の際陳情があつた。

午後1後10分開議

副長 それではこれから協議會を開いてしまします。先程事業報告と會計報告が済みましたので提出議題の審議に入りたいと存じます。この提出議題でございますが、同じような事項に関する議題がありますので、それは一括りいたしまして最初に御説明を願う提出者におきまして稍詳しく述べて頂きまして他の同じ事項についての提出者におきましてはその方と違つた點について御説明或は御意見があればそれを述べて頂くということにしまして時間の節約を圖りたいと存じます。

第1類といたしましては衛研の機構及び權限の確立並びに助成に關する事項というふうに分けましてその中に1, 2, 3, 4, とあるのでございますが、第3までは同じ事項のようござりますから、それについてでは只今申述べましたようにお願いしたいと思うのでございます。

第1. 地方衛生研究所法制化要望について、とい

う議題で中國四國支部が御提出になつております。それについて御説明をお願いいたしまして第2・第3についてはそれと違つたような點につきましてお述べ願いたいと思います。

高知縣 實は中國四國の支部長が今日欠席しておられますので突然私が代つて簡単に申上げたいと思います。

この議案につきましてはすでに皆様御承知の通り本會に於て從來熱心に主張している問題であります、今更その理由を詳しく申上げる必要もないと思ひます。この問題につきましては厚生省御當局も非常に御協力なさいましてその御苦心の程も先程の事業報告で承つた通りでございますが何と申しましても法律の裏づけがないということは衛生行政の進展に唯一の力を失くということになる譯で、殊に衛生行政は一般衛生に対する深い認識をかも得られないわが國の現状におきましては法律的なバツクボーンを持つということが何よりの力であ

ると信ずる次第であります。

豫算の獲得におきましても或は研究者の身分の保證といつたような點におきましてもこの法律が制定されることは最大急務であろうと存する次第であります。

最近衛生技術者の團結も全國的に出來上つておる譯でありますがこういう力もまたこの法律制定の力になると考えております。どうか厚生省御當局におかれましてもこういう全國の衛生技術者の團結を大きな支えの力としてお取り上げになつて一層のお力添えをもつてこの法律の制定に御盡力あらんことを切にお願いす次第であります。

議長 それでは第2の神奈川縣の御提出の議案につきまして同じようなことと思いますが、變つた御意見がございましたら御説明願います。

神奈川縣 只今高知縣から御提案ありましたとの趣旨は同様でございますが、ちよつと補足さしていただきたいのでございます。先程公衆衛生局長の御挨拶がございましてその席上法案の困難な理由が述べられておつたのであります。その理由としてはやはり法制化するには經濟的の裏づけがなければできない。それから地研の數は全國50ぐらいで余り數が少いからこれもどうも工合が悪いという御意見でございまして、結局地研というものは農事試験場でありますとか、或は水産試験場と同じように地方の自治の範圍でやるべきであるというよううかがわれます。ただ私共が考えますと農事試験場と水産試験場と衛生研究所では大分内容が違つていいると思います。農事試験場、水産試験場は生産と直結しております、やはり府縣はどうしてもやらざるを得ない仕事でございます。ところが衛生検査になりますとこちらの方は反対に消費の仕事でございまして、府縣が幸いにして理解のある場合には非常に順調にまいりますけれども、万一府縣の方にその理解が少い場合は豫算も定員も縮少されるという譯であります。私共地研の運用ということについて通常の仕事以外に自分達の仕事を守る上に特別の努力を費している譯であります。また地研という立場を考えますと全國に五十しかないから非常に數が少いとおつしやいますが、地研は獨立した地研としては何ら意味がなく保健所と病院の検査室その他のものがありまして地方における衛生検査調査機關の中権であります、數は50であつても全國の衛生検査の責任をもつており、又た中央の國立機關との連絡をする機關でありますこれに法的根據がないということは

非常にその仕事がわれわれ不安定な立場でたえず仕事をしていかなければならない。そのために余計のエネルギーをたえず使つている譯でございます。また今朝ほど豫研の小林先生から先般行われたチエックテストでワツセルマン反応の成績が向上したといふ話ですが、われわれ地方衛研でみると、衛生検査を主とするものが色々ございます。その検査がどうでございますか、いろいろのものに對してはわれわれは何ら口を出す權利もなく立場もはつきりして、おらないのであります。そういうような點をいろいろ考えますとどうしてもやはり地研というものの法的根據を與え、あるいは衛生検査そのものに法的根據を與えていただきわれわれ安心してできるように願いたいと思うわけであります。

議長 それでは第3、福岡縣の衛研から御提出になりました同じような問題について理由が印刷してございますが、この他に何かございましたらお話を願いたいと思います。

福岡縣 さつき皆様から申上げられましたように趣旨は全く同一でございますから重ねてこの點について御努力なさることを希望申上げておきます。

議長 それでは一應提案に對する説明はすんだのでございますがこれにつきまして皆様方の御意見がございましたら承りたいと存じます。

大阪府 私の方から第2類の衛生検査の法制化に關する事項を出しておりますが、殆ど問題が皆様と同じものでございますので一緒に審議願いたいと思います。私共の出した點を申しますと地研の設置という事柄について只今おつしやられましたような衛生検査の……悪い言葉になるかも知れませんが、無資格者に適格を與えるということで一日も早くできることをわれわれが確信し、また今後活動し続けるものであります。このことは特に説明する必要もないんですがこの邊であきらめるべきかどうかということであります。研究所課長にお伺いいたしたい。

それからまた今後どのような方法でもつて、われわれの熱望をおし進めてゆくかということについて皆様方から御意見を伺いたいと思つております。

議長 只今の大阪府のは第2類となつておりますが、神奈川の御説明になつた衛生検査法の制定ということと同じでございますので、どういうふうにやつていただか説明していただいたわけでございます。

以上の4件につきまして御意見がございましたら

御發言を願いたいと存ずるのでございますが。

神奈川縣 この5番は法制化が出来ればそれに付隨するものですからその中に含めていただきますれば別に説明するほどのことはありませんから含めて頂きたいのであります。

議長 そうしますと5番目の地研の事業費に對する國庫補助金交付方の要望についてというのは、只今までの地研の法制化の要望と同じ類に入るのでございますので、神奈川からもそれを含めてとおつしやいましたし又説明しないでもわかりますから、御省略になつて結構でございますから、そういうふうにとりはからいたいと思います。これにつきまして輕部課長さんのこれに對するお答えは後程全部の議案についての御説明御討議がありました後にして下さるということでございますからそういうことにいたします。

重ねて申上げますが、只今までの御提案に對しまして御意見ございませんでしょうか。

それではこの問題は何回も出でておりますので改めて御意見はないと思いますがこれについては後程輕部課長さんのお答えを願うことにいたしまして次に移ります。

次の問題はやはり1類の中にございます。第4.國において施行の衛生検査業務の一部を地研に移譲方について、福岡縣提出でございます。

福岡縣 理由はここにプリントしてあります、現在福岡縣でやつております薬品用具について簡単なものが相當ありますので、それについて検査をいたしておりますが貧弱な地方の衛生研究所の一つの収入ともなり、また一面業者等も相當便利でありますので、この點御考慮いただきたいと思います。

議長 これについてはほかに御意見ございませんでしょうか……勿論これについては皆様方もその趣旨においては御賛成でないかと思うのでございますが、又いろいろな事情がありましてまだこういうことが行われないんでないかと思いますが、皆様方の御意見がございませんとしますれば、これにつきましても後に課長さんからのお答えをお願いすることにいたしまして次に移ります。

次は第3類といふところに分類いたしましたが、地研職員の職階に關する事項でございまして、これにつきましては先程新井會長さんから人事院その他厚生省においてわれわれの意見を一先ずおまとめ下さいまして、御提出になつたようでございますが、なおそのはかにいろいろ御意見があるかとは存じま

すので、やはり御提出者の方々から御説明を願いたいのでございますが、先程も申上げました通り第1の方にやや詳しく述べて頂きましてあとの方は同じ事項については同一であるとかおつしやつて頂くとか、或いは省略して頂きましてなるべく違つた御意見について拜聴したいのであります。

それでは第1の職階制における地方衛生研究所職員の地位についてということを御提出になりました大阪の方のお話を承りたいと思います。

大阪府 私共の職階制が確立されるまでにその關係者に十分われわれの仕事の特異性と申しますか、重要性を認識させよう或は教育致そう。そしてその教育の方法がよろしいか皆様方のお話を伺つて私共の大阪府の人事委員會にも働きかけたいと思いまして、私共の提案について皆様方のお話を承りたいと思つて提案いたした次第でございます。

議長 それでは第2になつております地方衛生研究所職員の職階について、という議案について中國四國の強説明を願います。

高知縣 この問題につきましても地方衛生行政におきましては、各縣において各自その状況に應ずる特異性があるということを聞いておりますので、われわれは自分の縣において國家の試験研究機關と協力いたしまして、國家公務員における職階制の研究職というものに準じて地方の職階制においても同様にしてほしいということを要望しているのであります。大體におきまして前に東京府の研究所並びにその附近の研究所の御盡力によつてまとめられたあの案と同じものでございます。

議長 それでは第3の衛研職員の職階制にもとづく待遇處置について、長野政の御説明を願います。

長野縣 前の縣から御説明ありましたので別に申上げることもございません。

議長 それでは第4の地研關係技術職員の職階についてといふ題で福岡縣の御説明を願います。

福岡縣 趣旨は三番まで大體同じでありますが、各縣においてはそれぞれ事情が異なると思います。衛生研究所長と申しますのは大體11級職であります。本廳の課長以下の程度でありますから、實際技術者として相當低い地位におかれているわけであります。そして今後衛生行政の基礎となるいろいろの調査や研究を行うに十分な待遇處置をとつてゆくことが必要であると思いまして提案した次第であります。

議長 以上4項目の提案につきまして御意見を承

りたいと存じます。

北海道 それでは北海道ですが北海道の事情につきまして少しく申上げてみたいと思います。北海道といたしましては何と申上げますか所長は只今のところ14級になつておりますが聞くところでは就任の場合15級にはなれなかつたようあります。それで教育職とか、研究職というものもないわけですが、研究所の場合とは段階に差があるように承知しておりますのであります。それで北海道といたしましても只今これについてよりよりに相談いたしておるのでござりますが、北海道ではかような研究所が約九つあるのであります。農業試験場とか、工業試験場とか、水産試験場とか、林業試験場とかそういうものが9つございまして、これらの研究所が只今相寄つてどういうふうにしてその筋に提出しようかということを相談いたしております。

もつとも衛生研究所といたしましては先般全國の衛生研究所の要望として出しました先程の新井會長さんのお示しになつたあの協議會に提出いたしまして、衛研としてはこういうふうにやつてもらいたいということを述べておるのであります。これについてはまだ決定いたしませんが地方人事委員會に提出しようといたしておりますのでちょうど御説明申上げます。

議長 ほかに御意見ございませんければこの點に關する問題につきましても厚生省側でお骨折り下さつておる點を輕部課長さんが後程お話下さるそうであります。それについてなお新井會長さんが補足してまた述べられるそうでござりますからどうぞ御了承願います。

次は第4でございますが、衛生技術者の研修並びに連繫施設に關する事項、という提案に入ります。

第1は衛生技術者の研修についてでございまして大阪府の御提案でございます。これについて大阪府の御説明を願います。

大阪府 大阪府でございます。提案と申しますがそれより私共がやつておりますことを多少誇らし氣に話さして頂きたいということでございます。どちらでも検査關係の技術者團體をもつてているように私共でもそういう團體をもつております。これに含まれるものには有資格者の技術者もございます。大阪府では1年1回以上無資格の方の技術を指定いたしまして、大阪府にだけ限つて免許状を興してあります。そして試験は實地試験をやつて45、6人で4、5人しかありません。餘り多くとるとあとが困るとい

う事で、それはともかくといいたしまして技術者有資格者を昨年は1週間ほど講習いたしまして7,80人ほど集りましていろいろお話を頗つたんですが、昨年の場合では會という會ではありませんが衛研の方にお願いしてお話ををしていただいて、いさか學問的に過ぎまして無理だつたと思われたんで本年は只今やつております。8月19日から10月18日までの間に14回にわたりまして、毎週土曜日の午後3時から大體3時間くらいずつ、細菌の検査の實務を進める話の中心をどこにおくかにつきまして非常に幸いなことには私共では厚生省の衛生検査指針というものをもつておりますので、それを中心にして話を進めてまいっております。そしてこうした受講班をつくつて受講證明書を與えてそれを持つておれば別に試験の採點をとるわけでもございませんが、そうした研修を行つて先程の第2類と私共で提案いたした第4類の3番目の項目についてちょっと出てまいりますのでお話をいたしますが、資格をもつていらつしやる方々に對して學問的というか、そういうものを入れてあげることをもつてやつております。こうした技術者の研修會が地研中心に行われておりますので各府県の保健所細菌検査所でやつていらつしやる力が把握できます。從いまして大阪府で私共やつております。府下の検査屋さんのところのことは自らが掌を指さすようになつておりますので、そういう點からも非常に強味になつてくるんでないか、考えようではチエツクテストというよりも考えていますが、手前勝手なことばかりお話をいたしたわけでございます。

議長 次に第2になつております。地方衛生研究所職員に對する技術研修について、鳥取縣提出でございます。御説明を願います。

鳥取縣 衛生研究所に對することと技術者に對する技術研修であります。公衆衛生費で年1回程度の技術者の研修講習が實施されておりますが、その回数がいたつて少いので丁度そういう講習の際設される時期に何かの事情で地方から出かけて受講することができないような場合には、更に1年くらいも待たなければその機會に恵まれない、というような事情があるのであります。できればその回数をもう少し増していただくように公衆衛生院なり或は厚生省の方でしていただければ、地方のものといたしまして、その機會に恵まれないで長い間待つというふうな不便がなくつて非常にいいと思つておるのであります。

そこで趣旨は簡単でありまするが、もう少し回数を増していただくようにはいきますまいかという要望のようなものであります。

議長 これについても輕部課長さんの御説明にゆずりたいと存じます。なおいままでの1と2、第3は少し違いますが、1と2について何か御意見はございませんでしょうか。

神奈川県 神奈川県でございます。私共の縣でやつております衛生技術者の研究を申上げますと、大體大阪府でお話になりましたと同じことでござりますが、神奈川縣下には衛生検査の機關が45ばかりござります。その機關の内容を知ると技術の向上といふ點を考えまして私共の方では年に1回長期間講習を4週間やつております。そしてこの長期間講習に出ましたものには知事の名前の入りました證状を出しておりましてその講師には縣だけでなく東京の方からも専門家に来ていただいております。このほか月に1回やはり研修の會を開いておりますが、非常に出席率がよくて大體45の機關全部出ております。その外に又保健所の職員以下が3カ月くらい衛研につとめまして新らしいものを覚えて歸るということを継返しやつておりますし、衛生研究所には保健所のものが3、4人入つて勤めております。その豫算でありますが、長期講習の方は衛研の豫算でやつております。しかし月1回の方は衛生技術者の連合會が出來ておりますのでその會の費用でやつております。必要なものは總て印刷にして配つております。こういうような技術者の研究は昭和23年からはじめて毎年續けておりますので御参考までに申上げます。

北海道 北海道の同じような事情についてちよつと付加えて申上げます。北海道は保健所が40數カ所ございまして御承知のように非常に札幌からはなれているところが多いのであります。したがつてA級の保健所が5とか、6とかござりますが、そのほかにそれほどでないところもあるのであります。いずれも札幌からはなれたところが多いのでございますからして、そういう技術者の研修を大いにやつていかなければならぬわけであります。それである場合は水の検査、赤刺菌の検索とか結核菌の培養であるとかいろいろな事項におきまして各保健所の技術者を教養いたしております。また2人位各保健所から3カ月位の長期に涉つて職員と同じようにして研修するという制度もとつておるのでござりますが、旅費等の點で北海道は地域が廣いので相當かか

るのであります。これは衛研としては豫算はとつておりませんで、いづれも水の検査なら環境衛生課、性病の検査なら保健指導課、結核とか赤刺菌なら豫防課ととかそういう方面が費用を保健所の方に流すというようにいたしまして比較的頻繁に研修を行つて技術の向上をやつているつもりであります。

しかし試験とか、チエツクテストということを特にやらないのであります。私の考えではサルモネラの抗原構造とかをよく知つているかどうかということがちよつと危ぶまれるのであります。常にわからないところは質問なさい。質問なさいといふのであります。そういう點がどうかと思つております。又一つには細菌技術者のためになるようにと思いまして只今細菌技術者必携といふような小さな本を出しておるのであります。

議長 ほかに誰方が御意見ございませんでしょうか……。それでは第3の衛生技術者の全國連合會結成について大阪府と東北北海道地區協議會と兩方の提案になつております點について大阪の御説明を願います。

大阪府 説明というよりは個人としてお願い申上げたいのですが、その前にこの間から多分刷物が先生方のお手許にまいつておるので御存知思いますが、日本衛生協會の經緯を簡単に申上げますと今年の2月頃私共に國立病院の人達が見えまして近畿地方だけの國立關係の會議をやりたいから部屋を貸してくれということで、よからうということです3月の20日でしたかに會議を開くからということになりまして貸そうということになつたんです。それではじめは國立病院關係者だけの技術者會議と思つておつたところいつの間にか型が變つてしまひまして衛生検査の技術者の會合をつくろうということになりました、その時の審議會がお先拂みた的なものをかつがされまして、それに研究所だけの衛生連合會というものが出来上りまして、今度それを全國的に押しひろめ全國的連合會をつくろうということになつたのであります。尤もその前からそう話もあつたんでございますが、そういうようになりますて全國の連合會を結成をする爲にその大會を5月の3日4日と聞きます前日の日に衛生研究所の技術者と名古屋市の衛研が中心でやつていますが、その場合の無資格の方だけが中心になつて活躍しておつたんであります。その時に準備期間とし秋までには東京で全國大會を開こうそれについては各縣ともはやく團體をつくつていただくということになつております

名古屋の方達が非常に熱心に働いていただきまして、ぼつぼつ出来はじめました。最初は東京にもつてゆくことになつておつたんですが、その私共一番心配いたしましたのは聞きますところでは國立病院の経費がいささか左り前といふことを聞いて非常に警戒はしておつたんですが、その左り曲りになつて來たという理由の一つとして、最初に國立病院の系統の方で職員組合を動かして團體の結成をはかつたところ誤解を生じたということで後程になつてそれがわかつたんですが、それを説明しておられた。私共ではどこまでもそうした危険から遠ざかるということと、東京は余りにも遠過ぎて大會をしていただく團體といふものがございませんので、私共としましては一時の間、國立病院の系統を毛嫌いいたしまして避けよう、國立病院の人達がついて來ない時は萬やむを得ないから切り捨てようという考え方で名古屋に會合を開くようにいたしまして7月27日に會合を開きましてその時に全國的に出席していただきまして全部で45名團體としては28の團體があるそうですが、その中の24の團體の方が出席されまして、それで日本衛生技術者會の會則といふようなものを審議し、この時には大島教授といふ名大の病理の方のお話がありまして午後の4時40分から飯も水もつめないで9時20分まで會議を續け、おしまいには審議いたしておりますても話がこんがらかつてわからなくなるという様になりながらも曲りなりにも會を終つて總會を結成し、會則案を逐條審議しまして發足いたしたんでございます。その場合私共個人として希望いたしておりました點は、衛生検査技術者の方達を中心審議し研修を行つてゆきたい。また衛生検査技術者といつた1つの職業としてこれを引張つてゆくということが絶対必要であり、又そうした事柄が、或いはこれを利用すると申しては非常に悪いかと思いますが、私共にとつて非常によい力になるんじやないかと思つております、蔭におりましていささかお手傳いをさして頂いたんでございます。その總會の席上におきまして、會長さんと副會長さんをお願いすることとなり、今日御出席になつております神奈川縣の方にお願いし、もう1人は中橋さんといふ國立病院の技術者の方にお願いして快くお引受け願つております。これは一同喜んでおるのであります、なお會議につきましては1人月30圓と決定いたしました。かような席上で申上げてはどうかと思うんでございますが、若し會長を中村先生にお引きうけ願つたら、皆願つたりかなつたりだと鬼

に金棒ではございませんで、金棒を鬼にお預けになつたということと思つております。これは何とかしてまげても御承諾願いたいと思つております。それで非常に話が飛びましたが、こういう席上をお借りしてお願ひ申上げまして洵に恐宿で御座居いますが諸先生方におかれましてはすでに會の結成されたところ、又未結成のところは結成していただきまして衛生検査技術者の育成ということに御盡力をお願いいたしたいと思つて本日提案いたしました。なお私の考えましたことは北海道の方でお考えになつていらしやることは根本的には變りないと思いますが補足的にお話ございましたらお願ひしたいと思ひます。

北海道 それでは同じ提案につきまして北海道といたしまして御説明を申上げたいと存じます。先ず簡単に申しますと先般東北北海道新潟県も入つておりますが、そのプロツクにおきまして地方のそれぞれの衛生研究所にできるだけ衛生技術者といふか、細菌技術者の向上、それに伴つて公的資格を得るということに援助しようという議決をしたのであります。それで今回それを提出しようと思ひましたが、たまたま大阪府が凡そ同じようなことでござりますので一緒にひつくるめた次第でございます。それでこの細菌技術者の結合ということはこれは厚生省でも御要望になつておるようありますとして、屢々輕部課長さんから私共お聞きしたんです。私共といたしましても非常にこれを希望しておるのであります。これは単に技術者が縁の下の力持ちになつて公的資格がないために或いは保健婦であるとか、或いはその他の人よりも所によつては下になつて非常に身分は重大な責任を負わされているに拘わらず、こういうようなわけで仕事ができないということに対する同情ばかりではないのであります。例えて申しますと只今赤刷がはやつておりますが、保菌者の検出といふことについて考えてみまするに傳染病患者であれば醫師である保健所長なり、或いは課長なり、或いは病院のドクターなりがその病原菌を検出した場合にそれをコントロールすることができるわけであります。ところが保菌者となつて来ますと健康者でありますからお医者さんはその人に對して臨床的にコントロールすることはできないのであります。専ら保健所なりその他の研究室の技術員の菌の検索に頼らざるを得ないのであります。それを一々札幌とか中央に送るとかしますと非常に時がかかるということもありまして、やけり

その土地の細菌技術者の診断をそのまま受け入れなければならないようなことが屢々起つてくるのであります。もしそういう人達の技術が信頼し得ないという場合且つその人が自尊心をもつてどうしても決定しなければならんという時にこれは赤痢菌であるというふうに決定した場合、そこで間違った結果が起つてくるということは自ら明かであります。何か重大な問題で恐らくこういうようなことが或いは起つているんでないかということを考えられるのであります。又こういう人達は傳染病に強い菌を取り扱つておるのであります。そういう人がいろいろな場所職場においてはそれほど重んぜられないといいますと自然とその取り扱いに對しても責任が薄くなるということを考えられ、或いは間違いを起したりすることも考えられるのであります。どうしてもこういう人達の法的資格を何かの方法で與えなければならんということは必然考えなければならぬことと思うのであります。

それで北海道ではやくから技術者の方から盛り上る力で、道全體の結合ができるおりましてそれが全國的の結合にはいろいろとしておるのであります。その點北海道でははじめはそういう技術者協會といつておつたんであります。先般只今お話の名古屋の全國的の集りに参じましたとして、衛生検査技術會の北海道支部に進んでなろうということになつたのであります。それで只今皆様のお手許に陳情書の印刷物をお配りいたしました。これは私が會長になつておるのでちよつとお願ひでございますが本日衛生研究所におきまして北海道の衛生検査技術會の代表これが道南とか、道北とか、中央とかいろいろ北海道はプロツクにわかつております。その代表が30何名か一堂に會しまして新たなる決意を固めると共にこの機會におきまして皆様方に陳情して一層この結成に地盤の御盡力をお願いしたいということを懇願しておる次第でございます。どうしてもそれぞの地方衛生研究所が中心になつて研修なり、或いはその他御指導なりの面に援助の手を差しのべて下さらないとこの結成がむずかしい、又これの結成によつて必ずプラスになるに違ないのでございますからしてどうぞお願ひを申上げたいのでございます。簡単でございますがそちらに代表者數人がおるのでございますがどうぞよろしくお願ひいたします。

陳情團代表 只今お話をありました日本の細菌技術者の要望と細菌技術者に對する日本衛生検査技術者

協會の發展ということにつきましては先般御承知のことと思ひますがまだ未結成なところもございます。それからわれわれ從事者として私達單に身分とか、何かを要望するのではなく私達本當の技術といふものを法律で認めて頂くよう御願したいのであります。そうして日進月歩の技術に遅れないよう御指導を法的に確立して頂き、また養成機關をつくつて頂きたいと考えておるのであります。何分技術者の待遇とかいうもので私達は決して要望しておるものではないのでございまして僭越ではございましたが、日本衛生検査技術者北海道支部を代表いたしまして私達が今日ここで會議をもたれます全國の衛生検査技術の直接の擔當指導機關であり、國家研究所長の先生方に是非私達の微意を御了承いただきまして、格別の御審議を賜りたいと思ひまして陳情書を差し上げた次第でございます。どうかよろしくお願ひいたしたいと思います。

議長 非常に熱心に希望いたしますのでちよつと時間を拜借いたしました次第でございます。それでは次に移りまして。

神奈川縣 いまの問題でちよつと……北海道の中村先生からお話をあつたんでございますが、實はこの會の仕事を神奈川縣が御引受けしていろいろの支部の御連絡をするということになりましたのは實は私が何も知らないうちにきまつてしまつたんで先月29日に名古屋に大會がございましてその大會では非常に激論が戦わされたということございましたが、最後にどういう風の吹き廻しですか、とにかく現在總會が決定されているところでは東京に最も近いところで世話役をやつてくれということで、私が欠席している間に神奈川縣が世話役をやることに決つてしまつたのであります。それと同時に私が副會長というような仕事をやれということになりましたが、會長さんは保留できまつておらないといふことで、私は當然こういう仕事を不馴れでございまして特に外交折衝のようなむずかしいことは出来ませんので、はじめつから御辭退申上げるつもりでおつたんでございますが、神奈川縣がやることを出席者が引うけて歸つてしまひましたので、いまさら御辭退を申上げるわけにもまいりませんので、とにかく東京に近いといふ意味で厚生省その他との御連絡の役、サービスの役を引受けるといふ意味で御援助申上げるということになつておりますが、この仕事の内容を承りますと非常に複雑で保健所の流れ衛研の流れ國立病院の流れあるいはその他の研究機

關の流れもございまして、その内面は利害關係が必ずしも一致しております。また職員の中では高級職員も下級職員も利害關係が一致していないという非常にむずかしい會でございますので、果してうまくゆくかどうか心配しておるわけでございます。

幸い中村先生が會長を御快諾下さいましたので、中村先生の御指導でうまくやつてゆきたいと思います。先日ある法的の機關でこの話を出しましたところ衛生検査といふものは全部醫者がやればいいからそういうものはいらぬだらうといふお話が出たんです。ところが私が申上げたんですが醫者の仕事といふものはそういうものを全部やるのが醫者の仕事でない。衛生検査のような同じことを毎日々繰返すことを醫者が全部やつたんでは全國八萬の醫者ではいくらやつてもやり切れない。醫者の仕事はもう少し總括的の面で働くのが本來の仕事で衛生検査のようなものはその地方の醫者でない専門家が多數いまして、勿論その指導監督は醫者がやります。そういうわけでありますからどうしてもそういう醫師以外の方の教育と身分の確定が必要だと申上げたところ、それで話がわかつたとおつしやつていただけたわけですが、そういうわけで非常にむずかしい會の運営でございますから、果してどんなふうになるかわかりませんが、全國の地研が中心になつて頂き各府縣の内部をまとめていただきましたら何とかものになるんじやないかと考えましてサービスの仕事をお手傳いするということで引受けたような次第でございます。

議長 それでは次に移りまして、その他の事項の一でございますが、衛生研究所地區協議會の名稱について大阪府から……。

大阪府 大阪でございます。この地區協議會の名稱は地方衛生研究所全國協議會、東海、近畿、北陸支部會といふのがわれわれの地區の協議會の本當の名前だらうと思うのでございますが、内情を申上げますとわれわれ地區協議會の行います場合の通知は東海、近畿、北陸地方衛生研究所連絡協議會といふ名前でございます。その點全國的にはどんなふうになつてゐるかということをお聞かせ願いたいと思つて擧げたわけでございます。

議長 これについて御意見がございましたら、

東京都 この問題につきましては、地研全國協議會の結成のはじめから事務に關係いたしておりますので一應經過を報告したいと思います。

昭和24年だつたと思いますが、公衆衛生院で厚生

省御主催の衛研所長會議が行われましてその席上東京都から緊急動議を出しまして、この際全國の衛生研究所の協議會をつくつたらどうだらうかといふうな動議を出しました。これにつきまして皆様の大變な御賛成がありましたので、これをどういふうに結成するか結成の方法につきまして協議いたしたわけでございます。これについては凡そ行き方が二つある、その一つは一緒に規約案をつくつて全部をまとめて全部の協議會をつくるといふことが一つともう一つは當時すでに東海、近畿、北陸衛生研究所協議會、あるいは名前は多少違つていたが知りませんが、そういうふうなプロツクの團體がすでにできております。そういう事情もございますので、この際全國を一緒につくるようにしよう、そもそも團體といふものは下から盛り上つて自然にできるものであるから、こういう考え方もありまして、この際幸いに東海近畿北陸の方はまとまつてできているから他の地區についてはそれぞれ地區を分けてその地區内で、各々その地區内の協議會をつくつたらどうだらうそういうふうな話がきました譯でございます。そしてそれではその地區をどういうふうに分けたらいだらうということを協議せられたのであります。その結果は矢張現在ございます各支部の地區の分け方がいいだらう。こういうことで九州は九州でつくる中國と四國は一つの地區を形成する、それから關東の方は關東と甲信を東北は東北・北海道と各々の自分の國で相談してその地區ごとに協議會をつくろうこういうことに話がきました譯であります。それが確か24年の10月だつたと思います。その時の申合せでなるべく年内にこれをつくろう。それができたらその5プロツクが集つて全國協議會といふものを結成しよう。そうしてすでに出来ている5プロツクは協議會の支部にならう。そういうふうに申合せてあつたわけであります。それで12月の初旬を過ぎまして全部各5プロツクとも協議會が出来たんですそしてその5プロツクの各代表者が東京へ集りまして改めて全國協議會の規約を審議した。それでその代表者會議で規約を纏めましてその時の代表者が全國協議會の支部長になるそういうところまで話がきました譯です。そこでその全國協議會の支部長には各5プロツクの代表者がなるといふことについては若干の疑義もありましたが、これについて経過規定を附則にでもつけるかということもあつたんですが、まあ、そんなことまでする必要はあるまいということで、そのまま済んだんですが、そ

ういいうこともございますので今日から見ますと各支部は勿論、全國協議會の支部でございますがその行き方がちょっと逆になつたような感じがいたしたわけでもないであります。そこで各プロツクでは支部になる前に何々地區協議會という名前を若干の期間使用していたのでござりますので最初使つた名前が非常になじみやすいという關係も勿論あるだらうと思いますが、正式にそういう経過でござりますので、やはり地研全國協議會何々支部というようなことに経過からいいますとなるんではないか。しかしさつき申します通り全國協議會ができる前に發足してある期間そのまま使つていたんで、そういうこともありますのでこの場合どつちがどうかということによつて名前が使われるんでないかと思いますが、

**議長** 只今の御説明でよろしいでしようか・大阪さんの方は……。

**大阪府** 名前は別にどうでもいいわけですが…。東京から御説明がございまして、なるほど尤もと思いますがその後今日全國協議會の規約がここにできまして第4條に「地區」となつておりますから経過と一致しないかもわかりませんが、地方衛生研究所全國協議會北海道東北地區會というようなものに正式にきめたらいいんでないかと思います。

**議長** 如何ですか。この際正式にきめましょうか、どういたしましようか……。どつちでもいいようなものですが、プロツク協議會等ともいふんですが、この前私の方でもこれは出したんですが……別に御意見がなければ保留といいますかそれぞれの御便宜にしたがつてその時々の會の名を命名していただくということにいたしましたらどうかと思いますが、この前も私共で出した時は保留みたいなことになつたのでありますか……しかし、そうですね……これは又あとで懇談會がございますからその時に懇談していただきましてそういうふうな意見を皆様から直接お聞きいたしましてこの次の全國協議會の時に議案として出していただくということにいたしたいと思いますが如何でしようか……御意見がなければ……御意見ないものと認め保留ということにいたしておきます。

次は第2の地研情報の編集についてという議案でございまして東京都に御説明を願います。

**東京都** 東京都から提案いたしました『地研情報』これはすでに皆様に差し上げました地研情報というものは同一のものでないであります、實は各研究所の研究題目とか経過とか結論とかいふよ

うなものの26年度に行われたものを一括して印刷したい。こういうふうな希望をもちまして提案した次第でございます。その理由はわれわれ研究所の間に行われております。いろんな研究といふものがいろいろな機會いろんな雑誌等である程度知ることも出来るのでありますが、一面なかなか知りにくい事情もございますのでそうした各研究所において行われております研究をわれわれが十分知りたい。又それに従つて研究の方向とか題目の選び方等いろいろ考慮をめぐらしたい。またそれが有効に働くこともあるだらうと思います。そういうわけで研究所相互間においていろいろな研究を十分してゆきたいという一つの目的をもつておるのであります。勿論研究所は研究ばかりをしておるのでありませんのである一部分には検査試験というような所謂日常業務だけを行つておる機関の如く解釋しておる向も相當あるだらうと考えておるのであります。併し現在の研究所は必ずしも日常業務としての検査試験ばかりをやつておるのではありませんで、御承知の通りいろんな研究題目を解決するように努力しておるのが實情でありますので、こういうものをお互にしてうまく扱つてゆきたい。こういう考え方と希望と同時にただ検査をしておるといふうに簡単に解釋されるということは外部に對して非常に不利益な場合が少くないのでありますて殊に先程からいろいろ検討されております職階制等の問題に關連いたしまして研究所のやつております仕事の内容といふものを十分關係の方に知つてもらうということにも非常に有意義でなかろうかといふうに考えまして、對外的にも研究所のいろんな業績などを知らせたい。そして理解を深めたいと考えまして研究所相互の内部的な關連と外部に對しての研究所の存在を明かにし理解を深めたいといふ二面からいたしまして先程申上げました通り、26年度における各研究所の研究調査案を一括して編集發行したい。こういうふうな考え方でございます。その特に目的としますところは職階制の問題が少くとも今年度中にはおそらく決定されるんではないかと考えられます。多少これが延引するといふようなことがあることを豫想いたしましたが決して長い時間かかるものでなかろうといふうな考え方ができるので、できるだけはよい機會におきまして研究所の研究内容といふようなものを地方自治廳とかその他いろいろな職階制關係の仕事を擔當されているようなところに配付して、十分研究所等の認識を高めて頂きたいといふ目的で26年度各研究所で行

われた研究を一括してできるだけはやい時期において編集して發行したいという考え方でございまして是非皆様の御賛同を得たいとお願いする次第でございます。

議長 どなたか御意見ございませんでしょうか。

宮崎縣 地研情報ではございませんが職階制の問題について宮崎縣の事情をお話申上げてよろしゅうございましょうか時間的に。

議長 あまり長くかからないようでしたら。

宮崎縣 いま會長さんからお話を聞いて感じたことを宮崎縣においてはどうしておるか、申上げてみたいと思います。先ず人事委員会において衛生研究所の職員の職階制の問題についてはいろいろ迷つておる譯であります。勿論全面的に研究所等の問題が各地區の人事委員會でもこれは意見まちまちでないかと思つておりますが宮崎縣では大體研究所が5つございます。そこで通知がありました方針に則つて人事委員會には申立てますが、委員會の方は最近聞いてみますと専門學校程度を卒業した研究に使用できる者を研究職員にしたい。それ以外の者所長とか、細菌検査の試験を實際にした者を研究職員にしたいという面も出ておりますが各府縣はどういうふうな御意見が出ているかということを私共承知したいと思つております。おそらく會長さんからお話をありましたように本年の末には大體の方針がきまるんでないかと思いますので早急に各縣が一致して當つていかなければいかんのではないかと考えておりますが、その點について宮崎縣の人事委員會では専門學校卒業程度より下の者を指導してゆくものを研究職にしようという意味もありわれわれ反駁しておりますが、各府縣どういう御事情かと思いますので時間に餘裕がございましたならばお聞かせ願えれば結構だと思います。

議長 これにつきましてはおそらく各縣でまちまちではないかと思うのであります、各縣の事情を一々皆様からお聞きするだけの時間がなく思うのでござりますが、それでおそれ入りますが宮崎縣からお歸りになりますてからあなたの縣ではどうかというようなことを書類でお出し下さいと北海道はいまこうなつてるとかお答えできると思いますが、そういうふうにして頂きまして、もしそのような件についてお知りになりたいならば懇談會の時になり一つお聞きになるようにしていただきたいと思いますが如何でしょうか。

宮崎縣 結構です。

兵庫縣 只今の宮崎縣の話に關連いたしまして地方自治の制度の研究對象に茨城縣がなつてゐるそうでありまして、茨城縣を基準として全國の衛生研究所を強化されるようにということでは困ると思います。自分の縣の人事課長にそれを聞いてみましたら研究の對象は各縣の事情に應じてきまるんだということでおざいましたが、それで現在職階制に関する資料を人事委員會に提出しつつあります、これからいろいろ折衝したいと思うんですが、輕部課長があとでお話をなさる時に具體的にいろいろ研究職とか醫療職とかその他のことについてのことをお教え願いたいと思います。そういう具體的な知識がなくて人事委員會で折衝しましてもこつちがまごまごするようでは困るので是非その點について具體的にお知らせ願いたいと思います。今までにおきまして兵庫縣としましては衛生研究所の地位向上するに相當努力してまいりました。私研究所長になりました時は11級の特別俸でありますが當時東京の試験所等がありまして1級官の醫者の所長が他の下にいる必要もないんでないかという事を衛生部長に話ましたので12級に切替えてくれました。それから8カ月ばかりたつて13級に上げてもらい現在におきましては工業試験場及び労働研究所の所長と別にそれほどの差をつけられてないんでございますが、今後職階制がきります場合におきましてこういうような關係以外の研究所の職階制の方に入れて折衝したい面もあるんでないかと思います。

東京府 先程地研情報につきまして私共の所長から説明がありました、この編集發行について重ねて申上げる譯ですこれは先程の説明のようにお互に何處で何ういう研究をやつて何ういう成果を挙げているということをお互に知ることが非常に必要でありますし、もう一つは先程お話をありました對外的に附帶的にきまつております職階制につきまして人事委員會その他に對して衛生研究所の認識を深めるということに非常に役に立つんではないか。かような意味で提案いたしてある譯であります。何しろこれはもう本年度中に決定される譯でございますので、若しそういう狙いでこの論文集を出すなら9月一杯が10月初めに出さないとそういう狙いは消えてくるんでないか、と思いますので、その點に皆様の御意向をお伺いしたいんですが私共の方の案としましては研究調査の時期は大體先程お話をありましたように26年度を中心とした研究、それから記載する内容、これは科學技術年報といふ年報を毎年どの研究所で

も出しておられると思いますが、大體案の内容を報告して頂いたらと思いますがそうすると簡単に出来るんでないかと考えております。御承知のようにあれには4項目ありますて第1が研究題例・第2が研究者の氏名、第3が研究内容、第4がその成果といふふうになつております。それで私共の案としましては研究内容と研究の成果で第3と第4項目は大體10行以内位書いて頂いたらと存しております。若し御賛成願えましたらそれを9月10日頃までに原稿を出して頂ければ、9月の下旬頃にはお手許の方に届けるようになるんではないかと考えております。その點私共對外的宣傳の材料にする意味で時期が非常に大切なと思いますので皆様の御意見をお伺いしたいと思いますが。

それともう一つはこれは對外的な宣傳の材料といふと多少語弊がございますが、そういう意味でございますので少くとも狙いを目標である人事委員會といふうにして人事委員會の事務局の責任者部長課長というように、或はその他各縣の人事課長とか副知事等にもどうせ作るなら送つたらと考えますので大切なものですございますので、先程申上げましたように9月10日頃までに頂けることが出来ますかどうかその點を皆様から忌憚ない御意見を伺いたいと思います。折角なにしても時期がおれますと狙いが變つて來ます。或は急いで一部だけの衛研のものをまとめて迫力が弱くなるのでその點お含み願いたいと存じます。

會長 もう一度ちよつと補足しておきたいのであります。只今申上げました地研情報の特集というような意味合いを考えました理由はわれわれが見聞しておる範囲におきましてはどうも研究所といふものは一體何をしておるか、研究所がやつておる仕事といふようなものについて一般の事務的方面の人には非常に理解が薄い、こういうことを私だけが知りませんが、非常に強く感ずる次第でございます。これは職階制などきまる場合に非常に不利益な結果を來たすんではないかということを常に心配にしておりまして私自身機會がありますといろいろな研究所の仕事の面を説明して歩いておる譯であります、或は又東京の研究所のことを東京都の關係の人等に説明しておりますが、そうした機會に様子をみますと東京都だけでも東京の衛生研究所は一體何を研究しているんだ。内容等につきましては餘りはつきりと把握しておられる方は多くないのであります、この點心淋しく感じておる次第であります。何とかして

全國的に研究所のいろいろな研究といふものを一纏にして、そうした人達にも讀んでもらつてできるだけ研究所の存在を認めて頂きたい。こういう氣持からお願いしておるわけなんあります。これが一般的の民衆になりますと、さらにひどいのでわれわれはたまにこんな話を聞くことがあります。衛生研究所衛生研究所といふが一體何をやつているんだ便所の工事か流しの仕事でもしているのか。こうした言葉等を聞くことが稀にあるのであります。所謂衛生工事屋と間違えているようで甚だ残念なことでありますが、これは甚だ極端な場合であります、そうした非常に認識不足の人が多數あるということを始終感じさせられておりますので、いま職階等の問題もやかましく出ております最中でありますので一應全國の研究所で行われている研究といふようなものもいろんな關係者又は人事院或は人事委員等直接の關係者に特に狙いをつけてそれを關係者に研究所の仕事を知らせたい。こういうことが願望なんありますて出来ましたら、是非皆様の御賛同を得て只今私共の部長から大體の案を説明いたしましたがそんなことで一つ御協力頂けないものだろうかとお願いする次第であります。どうぞよろしく一つお願いします。

謙長 只今の御提案は非常に研究所の地位を高める一つの手段であると存じまして、私共としては大賛成でございます。また多くの地研においてそれぞれ研究情報、年報そういうものをしておりますからわりにたやすいのではないかと思いますがこれにつきまして御賛成だと思いますが、何か御意見ございますでしょうか。御意見がございませんければ御賛成なものと認めましてよろしゅうございましょうか……。

それではそういうことにします。

東京府 只今申上げましたように期日を大變氣にするんですが9月10日頃までに原稿の都合よろしゅうございましょうか。その點について。

三重縣 いまの地研の特別情報ですが職階制の問題と關連しているから早くといふうな御希望でございます。この特別情報をお出しになることは私も賛成いたしますが職階制の問題は既に御承知のように、本年の6月で一應實施になる豫定であつたのが本年12月まで延びましたことは皆様御承知の通りであります。從つて非常にさし迫つた問題だと思います。特に皆様方御承知のように甚だ僭越ない方ですが衛生研究所ができるおらない茨城縣が所謂全國

のモデルとして取り上げられたということで地方衛生研究所として職階制に関する限り不利な原案ができたんでないかと思つています。先程のお話でその各県の事情によつてそれぞれの立場で人事委員の方で職階制の問題を考えている。こういうふうなことを御發言ございましたけれども私が聞いている範圍内においては、例えは東海であれば東海、北陸のブロツクであれば北陸ブロツクで各県の事情をよく睨み合せて案をつくる次第でございます。そういうことから考えましてこれは一層緊急な問題であつて、地研の特別情報といふ方面から職階制の問題を有利に導くことは非常に望ましいんですが9月10日とおつしやいますと、おそらく今回の公衆衛生學會を終らせてお歸りになりますと大抵の方は20日過ぎだと思います。そういうことから考えますとなかなか原稿も集らないんじゃないかと思いますし、一應できるだけ早く原稿を出して頂けるとして職階制の問題とあまり摺み合せないで、合えば結構ですが、これで摺み合せて有利にしようという考え方でなく職階制の問題として特に有利になるような方策を全國協議會長の名前か或は厚生省の御努力によつて解決してゆくふうに私としては希望する譯であります。

それと同時に全國協議會長さんが地方自治廳に對し職階の問題について要求されて一つの案をお出しになつたそうですが、その案などが地方自治廳或は地方へどれ位いの力と申しますか意思が通ずるかといふような問題についても併せてお伺いしたいと思います。とりとめのない意見でございますが。

北海道 只今の問題ですが、北海道では人事委員會、國家公務員の方は一兩日中にきまるかされませんが、北海道の地方公務員の方では人事委員會が第1案、第2案から第9案までいろいろと折衝して検討して第9案で完成するとかいふようなことをいつておりますと只今第3案のところまでいつているようですが私共ほかはよく存じませんが、そういうことを考えますと地方地方によつて違つたところもできてくるんではないかと考えまして申上げたんありますか……。

兵庫縣 只今の地研情報の特別情報、そういうものに關連してではありませんが、先程の會計報告をみると若干剩餘金もあるようにみえます。あるようありますが、これは遠慮してお使いになつての結果或は東京で若干の仕事を自腹を切つてやつてゐる結果でないかと思いますが、議案の中の第9條に會費は年額500圓となつており最初つくる時500圓にす

るか、1,000圓にするかということが問題になりましたが、26年度からはたしか1,000圓ずつ出しておられると思うのでありますけれども、それでもなお今のような状況でありますし、更にこれから地研情報を擴大する或はその他の點で勿論500圓ではできないのは當然と思いますので、この際寧ろ増額することを總會で願いたいと思います。この規約を改正することはできないのでありますから本總會自體が500圓を1,000圓にいたしまして全國協議會のために實際活動しておられます東京都の活動に對して若干力をつけるような意味合いで500圓を1,000圓に上げたらと考えますが、これは會議の皆様におはかりする次第であります。（拍手）

議長 只今の兵庫縣からの御提案いかがでしようか。拍手もされた方が大分あるんですが1,000圓にするということは…（「賛成」という者あり）それでは御賛成と認めますが…只今地研情報をいう提案の質疑になつておりますが、これは別にいたしまして緊急提案といいますか別な提案といつます。さよう御承知願います。それではもう一つ兵庫縣から各縣の危険手當の支給についてといふ提案を追加されたのであります。これもなかなか重要な議案と存じますので追加でございますが採擇いたそうと思いますが如何でしようか。

御意見がないようでございますから、これも各縣によつていろいろ違うようでございまして少しく述べ時間がかかるのではないかと思うのでございますからこの邊で一先ず15分間ばかり休憩いたしまして3時半位から危険手當の提案について御審議を願いましてそれから次に研究所課長さんの總括的なお話を承るようになりたいと思います。

それから只今の地研情報の特報といふのは御賛成のことと認めましてそれを東京都の方にやつて頂くことにいたしますからどうぞ御了承をお願いいたします。

それでは休憩を15分ばかりいたします。

午後3時15分休憩

午後3時三十分再開

議長 それでは會議を再開いたします。追加提案の議題でございますが、兵庫縣の提出になりました各縣の危険手當について兵庫縣から御説明を願います。

兵庫縣 昭和23年だつたと覚えておりますが危険手當を支給するようにといふ通牒がまいつておりますと縣におきましては既に支給條例をつくつて支給

しておられる所もあるようでございますが、私共の縣におきましては數年前からこれを出して貰おうと思つていろいろやつておりますが、まだ實現しておりません。今年中には何とかして條例を出してもらおうと思つて一生懸命やつておるのでありますが、既にその條例を出しておられまする縣の方々からその状況について是非お教えをうけまして参考にいたしたいと思います。條例は各縣いろいろあるようでありまして是非その内容についてお伺いしたいと思います。

議長 これについて只今御希望がありましたようにどうぞ各縣のそれぞれの御實情についてお話を願いたいと思いますが如何でしょうか。

東京都 それでは只今の提案に對しちよつと簡単に東京都の事情を御説明いたします。

昭和23年だつたと思ひますが危険物に對する接觸手當を欲しいといふ議が組合の方から起り私がその案を検討したんではあります、當時理事者と組合との掛け合で危険物取扱者についてはできだけ手當を出そうということでありまして、いろいろな危険物を選定いたしたんではありますが、東京都ではその時組合の方へ要望いたしました事項は非常に多數の危険物があげられておりまして、それを通してくれるんなら通してもらつた方がいいだらうこういふ考えから私もよからうということで大體の案をつくつたんでございますが、これは詳細に検討いたしますと少し甘過ぎるかも知れませんが、これらを挙げますと酸、アルカリといふものも危険物として包含されおりまし、試験などを行ふ場合酸とかアルカリは始終使うのでありますて果して危険物であるかどうか勿論嚴密な意味では危険物になるか知れませんが、實状に照し合せまして果して誰も納得できる危険物として扱えるかどうかということも多少の疑義はございますが、そうした酸、アルカリといふより廣いカテゴリーでつくつてあります。その他化學的薬物も多數入つており、それに細菌關係のものも含めてかくはつきりお問い合わせがわかりませんが、30に近い項目があつたかと思います。それらの扱いにつきまして扱つた時間を大體記録いたしましてこれに對して手當を出す。こういうことになつております

す。この問題は恩給局から私に問い合わせがありまして恩給法の職階制をしたいがお前のところでやつてある危険物接觸手當その他と勘案してお前の考え方を検討しろということがまいつたことがあります、この時は検疫所細菌研究所といふようなものがその対象になつておりましたので細菌關係のいろんなものを從來認められている枠のほかにもいくつか挙げたと記憶しております。それから化學物質に對しても一應答申したのですが、その後返答がまいりましてお前のいうことも一理はあるがこれを全面的に恩給法に織入れるということはできないといふようなことで大體昔からきまつておるカテゴリーに多少の色がついたと思う程度で恩給法の方から抜われたように思つております。細いことは私も余りよくわからないので部長の方から記憶しておられたら説明してもよろしゆうございます。又後刻そうしたものをお通知申上げてもよろしゆうございます。

議長 それではどうでしょう。あなたがどこの縣の事情を聞きたいといふことをおつしやつたらその方からお答えなさるんではないかと思いますが。

兵庫縣 條例は集めてあるんですがとにかく危険手當條例を出しておる縣が相當あります。

三重縣 三重縣は出しております。私共では時間は存じませんが1時間であろうと1日であろうとすべて1日として計算するんです。

兵庫縣 私共でつくつた案は危険手當に對する對象が地方自治法第何條にあります給與に關する條例の地方自治法第何條に定める職員といふことにしてありますて、それには雇傭人も全部入つておりますが雇傭人はどうなつておりますか。

三重縣 入つております。それから部屋全體も對象になります。

議長 それでよろしいでしょうか。ではその問題はまた後刻聞いていただくことにいたしまして、最後に次回開催地の問題がございますのですが、それを一番あと廻しにしまして輕部研究所課長の話をこれからうかがいたいと思います。

### 輕部厚生省研究所課長口演

輕部厚生省研究所課長（拍手）大變御無沙汰申上げております輕部でございます。本日の議題のはぼ90%に相當する分量を擧げて中村議長先生から宿題

として仰せつかりましたが、中學時代のサボ學生の暑中休暇の宿題と同様まことに情ない次第であります。いろいろ懸案の事項の數々からお話を伺い、い

かに私共が微力であつたか、ということをしみじみと感じざるを得ないのであります。事務當局といたしまして私共この經營に對しましていかなる處置をとつてまいづたかといふ經過の概略を申上げまして御説明に代えたいと存じます。最初に玆數年來問題になつております研究所法の法制化の問題でございますが先程公衆衛生局長の御拶挨の中に申されておりました點でちよつと皆様方の御了解に誤りを来たしたんでないかと思う點がござりますが、それは全國50カ所の研究所を法制化するということの問題といふような表現がござります。これは言葉が少し足りませんでしたが要するに研究所といふものを法制化するというためには法律的な立場から考えますと國と地方とをつなぎます研究體制研究組織といふものを考えまして、これを一貫した法律をもつて規制いたしたい。こういふにわれわれの廻りにあります法律屋さんは申しますのでそういう観點からいたしますと地方衛生研究所だけを取り上げて法制化することは非常に根據が薄弱になる。こういう説明があるの言葉になつたのでござります。勿論いろいろな形をとりましてある時には衛生検査法といふものまで飛び入りいたしまして四苦八苦いたしまつております。考が毎年に變つてしまつて表現にも現れておる非常にむずかしい問題ではございます。しかし私共といたしましては何とか法制化したい、という精神にはいまもつて變りないのでございます。從來の行き方をいろいろ批判していただきましたお言葉によりますと先程も簡単に申上げましたように衛生検査といふ面では地方自治法の建前から地方廳自體の線において遂行さるべきものかどうかといふ線が非常に強い。それから只今申上げました50カ所の研究所の法律化の問題については異論がある。且つそれを呑んだといたしましてもその中に根幹として流れております建設並びに維持經營に要する經費の國庫補助の問題がいろいろとからみ合まして非常に實現を困難ならしめてまいづたのであります。併かし又一面最近では違つた方面で地方廳に研究所を設置しようといふ氣運もまた別な方面からしてあがりつつある時でござりますので、昨年の決定といたしましては一應行詰つた形を打開するために捲土重來を期するということで研究所そのものの法制化ということから轉進いたすべく研究してまいづたのでございますが、その結果内部的に中に働きます職員の資格と申しますか、素質の向上と申しますか、そういうものを狙いました技術者の資質向上のための養成訓練機關並びにこれに或程度の資格を

認める。こういつた方法をとるという考え方と、そういう技術者を養成いたしまして所在の研究機關、地方衛生研究所ばかりではございませんで、そういう研究所にありますラボラトリーを所管いたしまして立場に立つものにとりましては少くとも資格をとるという規制の仕方を考えて頂きたいということで局長の御拶挨に言及されました技術者の資格についての國家試験についての豫算要求、こういう段階に運んでまいづたのでございまして、私共といたしましてはこの三年間研究所の法制化のために四苦八苦いたしました譯ですがその中に一時検査法といふような言葉が表現として出てまいりました。これは検査法、試験検査といふような點につきましてはほかの農事試験場その他類似の試験場がありますので第三者にはわかりがいいのであります。一思いに研究所といわゞ名前を捨てまして検査法といふことにいたしましてその施設を研究所と呼ぶ、こういう形にまいづたと實は考えた時もございましたが、私自身といたしましても飽迄地方衛生研究所といふ名前を確保いたしたいといふ氣持に變りがございませんしました検査は勿論行いますが、これに並行いたしましてこの検査業務をオーソライズする意味におきまして地方におきまして豫研といたしましても、衛生試験所といたしましても研究所乃至試験所の獨力をもちまして日本國內全國に涉ります場所の試験調査研究といふものが全うできるとは夢考えてもおられませんでございましょうし、此處においでの方々といたしましても中央衛生研究所の分身としてその育成にお力添えを賜るといふお氣持とも私共考えております。ですが、こういつた考え方から飽迄検査所といふ名前を私は避けてまいりたい。かように考えてまいづたのは案外こういつた形の問題が法律屋さんとの話合の上では非常に理解を困難ならしめる大きな一つのファクターであつたのであります。數の問題といふものが先程の局長の言葉の中にござりますのをかように考えて頂けたらと思いまして御説明いたしました。最近赤痢その他の集団発生がここ2、3年非常にふえてまいづたあります。また隣の北朝鮮におきましては細菌戦の問題等がいつも新聞に出てまいります。こういふことは口外いたしていかどうかと考えますが、私共ラボラトリーにおける細菌その他の危険物の取扱いにつきまして相當程度の規制をする必要があるのでなかろうかといふ考えも併せもつておりますので、一應私共の手許で細菌の取締り規制といふことも現在考えておるので

あります。これにつきましてもその管理責任者の問題その資格ということと睨み合せまして今回の技術者の國家試験の資格の向上ということも考えてまいつた譯でございます。

重ねて申上げますが、研究所といふものは私共の立場からいたしましては飽迄何等かの法的な裏付けをいたしたいといふ氣持においては變りございません。ただ玆兩三年間いろいろ折衝してまいりました上一時別な方向から考えまして、そうしたセンターとしてこの研究所を結局規則化しなければならないといふ風に運んでみたらどうかということを考えておる次第でございます。それから事業費の補助の問題が出ておりますが、これにつきましてもやはり法案と關連のあることでございますが現在のところでは平衡交付金の中に300萬平均280萬と記憶いたしますが、その金額をもつて認められております。昨年の6月かに通しました民間の研究機関に對しましてすらその維持運営の經費を補助するといった法律がある時でございますので、これに合せまして何らかの形をもちまして地方衛生研究所の事業費の補助ができるならと考えてまいつておるのでございますが、これにつきましては法律の範疇もございますのでいきなり正面から補助といふことも成り立ち難いのであります。私共來年度豫算いたしましては皆様方のお手許で手近かに材料をお攢みいただけるよう、而もその縣のみならず十數縣でつかめる様にいろいろ感じております。俗にいいます地方病の全國的の疫學調査といふものを一應取りあげまして、全國的關連におきまして豫防地區を樹立するといふ説明のもとにいわゆる地方病に對しましての調査研究委託費、或は補助費の形をもちまして計上いたしまして先般省乃至局には勿論、局には御賛成頂きましたが、こういつた形で何らかお手傳いできる時期もくるのではないかとうかと考えております。それから試験検査業務を一部地研に移譲されたいといふ點につきましては、既に御意見を伺っておりますので薬務當局といたしましても指定醫藥品の検査、特定藥品に対する検査の一部をその能力ある地研に移譲してはといふことと伺つております、薬務當局といたしましても私共御相談中でございますが、まだ結論が頂けないよう伺つております。この點につきましては丁度近藤先生が見ておられますので先生からまた別に御意見ございましたらお伺いできれば幸いと思います。細菌關係の點につきましてはこれは縣營ではございませんが從來日本腦炎或は發

疹チブスといつた患者の材料検査に對しましては一應地方衛生研究所でおやり頂くと同時に検査材料を豫研の方に頂きました最終決定は豫研の成績によるといつた状態でございましたが、防疫當局が既に日本腦炎につきましては全面的に地方衛生研究所側に診斷を任せるとの態度をとつておると承知いたしております。私共いたしましては昨年の秋から冬にかけて皆様方にお手數をかけていたしました黴毒血清反応につきましてのチェックテスト、これは小林先生から非常に御賛成を頂いたといふお話があつたそうですが、大變立派な成績でございましたので本年は遺憾ながらこの豫算は大藏省の認めるところとならなかつたのでございますがさらに28年度に計上いたしましてこのチェックテストの成績を一應出して行きたいと考えております。それと併せ昨年度の黴毒血清反応成績のデーターを出しましてこの地方衛生研究所の技術によりまして地方廳管内の所謂検査機關といふものに對しまして、黴毒血清反応の技術監査をお願いしたいということ、又それに要する費用も補助費として組みまして、只今豫算要求をいたしておりますこれが更に前進いたしますと國の検定の一部も地方の研究所にそのチェックテストの成績によりまして逐次移譲されるといふ糸口ができるんでないかと實は心樂しく考えておるのでございます。

それから職階制の問題でございますが、職階制につきましては國の公務員、國家公務員の研究職問題の關連がありまして渡邊事務官が科學技術行政協議會を通しまして、人事院の立場から大幅に譲歩したといふ結果になつておりますので、人事院が企圖いたしました理想案と現實にその職場にある方々の姿といふものとが非常に懸隔がございまして、人事院の案がその儘はまりにくいということからその中間をとりさらにその枠を上下に擴げたといふことで非常に現實の姿に近いものができますと總括的にそいつた印象をうけております。

それから技術者の研究の問題でございますが、これは私共衛生検査技術者の素質向上のための養成機關といふようなものを實は國家試験と睨み合せ豫算要求をやつておるのでございますが、この點大體地研關係のこういつた技術要員が約600、その方々の在職年限平均が9年何ヵ月かになつておるのでございまして、私共の材料に關する限りこういつた數字が出ております。そこで大體10年に1回ずつ更新するといつたような感じが出てまいりますので50ヵ所の

研究所に對しまして年に1人ずつの養成された技術者が補充されれば一應現状を下廻ることはないだろうといふ非常に消極的ではございますが、そういう一つの計算をたて年間50名を對象といたしました國立の養成訓練所を計畫いたしまして、これも只今それに合せました人員の豫算を要求しておりますがどの程度實現されますかまだ未知数ではございますが、鳥取からのお尋ねは公衆衛生院の研修回數をふやすようにといふお話をござりますが成程御尤とは存じますが、特に細菌關係地方衛生研究技術者の養成訓練につきましては非常に費用がかかりまして現在公衆衛生院において10數コースの講習が行われております。そのうちの地方衛生研究所關係の細菌、それから化學、臨床病理この三コースをもちまして大體公衆衛生部門のコースに要する經費の5分の2乃至5分の3近くを占めておるのであります更にこれらの回數をふやしますために一應豫算措置を必要といたしますことと現在の實習所の關係から公衆衛生院自體といたしましては、更に細菌或は化學關係を3カ月あて延長することはちよつと困難な状況にございます。それで私共この技術者の養成所の問題につきまして、おそらく國がその技術者全部を養成しなければならないということはあるまいという議論は必ず出てまいるのでございまして、差し當り國と最も連絡深い地方衛生研究所の技術者補充のため國が持てる養成所をつくりたいと説明をして先程申上げました養成所の企畫をした次第でございまして、これは看護婦その他の養成機關の如く民間にお委せして結構なのでござりますが非常に費用を要するという點におきまして醫科大學にこれを附設するというようなことも或は必要ではなかろうかと只今考えておる次第でございます。

それから兩三年に涉りまして、地方衛生研究所の所長としての先生方部長課長或は検査所の主任の方々あたりまで例の衛生検査の講習をやつて參りまして、現在私の承知しております範圍では今や地方衛生研究所として公衆衛生院の受講生として出すのは合格したという事ですが來年は28年度の講習につきましては若干そういう意味で方向轉換をいたしまして、廣く門戸を開放するか更に或は振り返りまして地方衛生研究所の衛生員の方々を年々検定するかは實は只今検討中でござりますので、御意見がございましたら後程伺いたいと思います。例の衛生検査技術者の團體の件でござりますが、これは私も何回か先生方に申上げましてこういうものを作つて頂けた

らということを實はお話して申上げておつたんではございますが實は一つにはその技術者の養成訓練機關またそれによりましての資格といふようなことを考えます上にその研究所におきまして、實態を把握いたしたい、ということが何よりの狙いでこの團體の結成によつていかなる程度の方々がいかなる状態におかれるか、それを全國的立場でいかに考えるべきかということを把握いたしたいためにまた私共がこういつた資格法といふものを政府といたしまして提出する立場が非常に現在も苦しい立場にございまして政府全般の考え方といたしましては極力こういつた條件で、資格法は整理しようといわれておる時でもございますので、私共これは提出者としての事務的な處置がうまくまいりません場合その團體をバツクといたしまして、又別な方法を講ずるという準備のためにもよからうかと考えまして實はそういう團體ができますならばお願ひいたしたいと私共申してまいつた譯でございます。そういう意味で厚生省の要望によりといふ御説明がございましたがそういう意味でござりますから御了承をお願いしたいと思います。先般の御説明では衛生検査は醫者がやるからというお言葉も出ておつたようでございますが、私共も最初は醫者といふものは非常に萬能であるという印象のもとにいろいろ議論されておりましたのに對し非常に私自身ヤフ醫者の端くれでござりますのでかなり混亂いたしまして考えました結果少くとも細菌検査或は化學検査そのものにつきましてはなにも醫者である必要がない。併しながらデーターの取扱い、場所と時によりまして醫者たる資格を必要とするということに割り切ることができましたので現在もその考えにおいていささかも變りはございません。飽迄検査は検査で科學的客觀的なデーターの追求をするには何ら醫者としての資格を必要としない。こういうように一應只今考えております。技術者の問題にもう一度ふれさせていただきますが私共といたしましては現在の技術者の方々がどの程度の方々かといふことがなかなかわかりにくいでございまして、今回國家試験といふようなことを考えましてもその對象とするところをいかなる範圍に求めるかが非常にむずかしいのでございます。既に3年も前に衛生検査指示法といふものを考えまして時のG H Q擔當官からひどく反撃をくいたので仕舞込んだんですが細菌關係技術者につきましてはある程度割り切れそうなんですがその他のものは割り切る線が非常にむずかしいということで、結局保留

の儘今日に至つております。私共只今考えております線は一應新制高校の卒業者に對しまして2カ年間の養成訓練をやろう。そして大體短期大學程度のものを考えましてこれに更に技術的な、且つ學說的國家試験を課しこれに資格を與える。こういう考えであります。大體只今醫療關係の資格につき法律を以て決められておりますものの中には醫師、獸醫師、歯科醫師をはじめまして、ドライクリニクス、アンマ師、ハリ師、灸師など15種類ほどございまして、そのうちに國家試験によりまして厚生大臣の免許を與える方向をとりましたものが7つございます。それから地方自治の試験によりまして知事が免許を與える姿のものが5つございます。残りの3が歯科衛生師士、X線技師、榮養士この3者のみが國家試験をいたしまして地方知事が免許を與える。こういう型をとつておるのでございます。私共只今衛生検査技術者に對して國家試験を行うと申しますのは國家試験によりまして地方知事の免許を與えようという線にいたしたい。且つ一部には5年10年検査室にいる者に對しては國家試験を経ることなく、國家資格を與えるようにといふ御意見はうかがつてはありますか、一應技術の向上素質の向上ということを目標といたしております以上は國家試験によつてオーバーライズされた上で資格を與える。こういうことで必ずしも所定の養成訓練機關を経なくとも受験資格だけ與えたらという考えを現在もつておる次第でございます。

先般の名古屋におきます結成の大會がございましたが、これにつきましても私後で伺いましたですが非常に私共の話が言葉が足りませんでしたが誤り傳えた點が多くございまして、例えはこの團體を作れば直ぐ資格法ができるというようなことが情報として流れ或は會長には厚生政務次官にお願いすれば直ぐ法律ができるんだというように變つた情報が流れております、私實は非常に驚きましたが決し

てさようなことはございませんが、あくまでこれは自主的な技術の養成と素質の向上を圖る團體とかよろに私も考えております。

それから先般東京都から出されました地研情報のお話でございますが、洵に御趣旨大變結構だと存じ私共こういつた資料が頂戴できましたらこれをもちまして、検査法、職階の問題或は補助金の問題の面にこういつた資料が有益だらうと考えましてその事丈を申上げたいと存じます。それから最後に出ておりました危険手當の支給法ですが國におきましては國家公務員の特殊勤務手當に關する云々といった規定がございまして、それによりまして大藏省の給與局から出ております給與準則の中に防疫作業從事職員に對する手當の支給云々というものがきめられております。そのほかに現在進行中のものにはたしか危険作業從事職員に對する特殊勤務手當只今お話を出ておりますような幅をかなり擴げました船舶、或は倉庫における鼠の驅除、醸造作業燻蒸というものに對しましても危険手當を支給できるように只今準備されておりまして近く施行されるやに聞いております。それでこういつたものは大體職階制につきましてもそうですが國家公務員に對する規定が定められますと大體その線が地方公務員に流れるという姿をとつておりますのでこれが出来ましたら非常に皆様方の御参考になると存じましてちよつと付け加えさせていただきます。

涼しい筈の北海道が大變暑いのでいろいろお話を伺いましたのでそれを書きとめながらまいつたつもりですが、或はうかがつたお話のうち御返事が漏れたものもあるかと思います。その點は御遠慮なくお叱りを頂きました、大變失禮なことを申上げましたかい、いろいろなお言葉によりまして事務當局としてわれわれいろいろ御鞭撻いただきまして私としては大變喜びを感じております。大變ありがとうございます。（拍手）

## 職階制問題について

議長 それでは渡邊さんから……。

渡邊厚生事務官 研究職の職階制につきましてはこの前地研情報第2號でちよつと觸れさせていただきましたので、それ以後5月以降の動きにつきまして述べさせて頂きます。それから茨城縣をモデルにとつたということの誤解、これにつきましては近畿、奈良がありましたら、福島でしたかで了解を得たと思いますが、なお誤解があると思いますので一

言いたします。それから最後に國の立場として厚生省はどい、うことをしているかというようなことについて申上げたいと思います。先ず5月以降、前にちよつと書きましたようにさらに茨城縣に實地調査に伺つてきめてゆきたい。これは人事院ではございませんで地方自治廳でございます。それでこの前第2次地案で6月に示されまして、それを總理府の中にありますスタッツクの公務員部會で私共見せ

ていただきその時は東京都の總務部長にも御出席願いまして一緒に検討しましたこの時職種といたしましては1から22までございまして、その中に研究職といふのが設定されております。これに3月の28日かに要望書を出しまして地方公務員に対する研究職の設定について地研協議會長名でそういう要望書を出しまして、或は他に農業關係、商工關係そいつたところからも要望書が出ました結果一つの職種として研究職が認められた譯であります。それで研究職の内容についてはまだ自治廳の方でブランクになつております、他の職種については大體1級から5級までありますて研究職につきましてはまたその時作業が進んでいかつたんでしようまだ入れてありませんですが大體國に準ずると申しますと矢張1級から5級までこの中に書きましたように1等級を所長、2等級を部長、3等級を課長あるいは室長、4等級を上級研究員、5等級を下級研究員といふうに5にわけているというふうになつております。そして地方自治廳の方といたしましてはこれを本年6月地方公務員法が施行になる豫定でございましたが12月に延びましたのでそれまでに案を約12案くらいまで作つて検討してゆきたいといつております。そしてその際茨城縣をなぜモデルにとつたかと申しますと知事の關係その他で最初に茨城縣が比較的こういつた制度ではやくやつておつたといふのでとつたんでございます。そして地研情報の中に書いてありますように、またあとで川田部長がちよつと觸れておりますように茨城縣は決してこれをモデルにしてこの通りやれといふのでなく茨城縣の職階制の考え方を各縣の人事委員會の方に申し入れるというだけで、この點につきましては私が更に地方自治廳公務員課長に確めましたところその通りであるといふうに言つております。ただ茨城縣をモデルにしていい、研究機關とそうでない研究機關あるから、例えば地研のような場合ですがそういうところは他の縣の地研を参考にしてもらいたい。そういうふうに申入れてありますので或は地方自治廳の方からどういうところがいいかということをいつて、そこへ行くようになるかもわかりません。現在までまだ考えておりません。決して茨城縣をその儘もつてゆくのでなくこれを一つの骨組といったしましてそれを逐次他の縣を参考にしつつ修正してゆくといふうにお考え願いたいのでございます。それで職階制は地方では人事委員會がつくる。これは條例でつくることになつております。その際は國の立場はどうかと

申しますとそれは各縣が御自由におつくりになつて結構です。その際國及び他の府縣と大體バランスをとつていかなければならぬという規定になつておりますので地方自治廳といたしましても責任として一應原案を作つてこれを各縣の人事委員會にお示した譯でございます。それに對して地方にそういう機關を持つ厚生省はじめ農林省等が總理府の先程申上げましたスタッフの公務員部會におきまして、地方自治廳案を大いに批判してこの實情をその案の中にもり込ませるように努力している譯であります。さらに最近また開かれるだろうと思つておりますが第3次案に對する批判、そういうことも逐次やつてできるだけ實情に即したものを作つてゆきたいと思つております。

それから先程兵庫縣からおつしやいました資料の點でございますが、これは現在このスタッフで考えられておりますことは研究關係職種は原則として他と區別して、設けることによつて職種職級を設けたため給與において研究職全般に或は一部に不利な差別をうけることのないよう給與準則との關係を十分考慮することを部會で了解いたしましてこれを地方自治廳の方に移しております。そのほか地研情報の中に醫事職教育職等の國家公務員の基本級の案の表を出してますが、これは先程も課長がちよつと觸れましたように從來の職階制の考え方からいふと非常に幅が廣くなつておりますが、現状は妥協したような案となつております。併しそうしないと長い間研究に從事する人が上の級にあがらないため途中でやめてしまうことでは困るといふわれわれの意見の結果こういうようになつたんだろうと思います。地方公務員の場合の給與表にもおそらくこの國家公務員研究職の案が影響して大體他と同じようなものになつてゆくでないかと思います。

その際もいろいろ問題がございまして各縣の人事委員會と研究所との接觸を密にしていただきたい。特に人事委員會に研究所の内容をよく理解して貰つてそれによつて各縣におきましても誤解を招かないようにしてほしいといふ意見も出ましたので各縣におかれましても人員委員會との御接觸を十分密にしていただきたいと思つております。

なお今後とも人事委員會との折衝の状況につきましていろいろの問題がありましたらできるだけこちらへも御通知願いたいと思います。

議長 先程來輕部課長さん渡邊事務官から詳しく述べた事項について御説明下さいまして感謝に堪え

ない次第でございます。それで實は御質問に對してお答をお願いする譯でございますがバスが來てしまつたそうでありまして少し待たせる事にいたしますから御質問がございましたらお答をお願いいたしまして、來年度の開催地の件が残つておるのでございまして、これは御説明申上ければ直ぐ済むのでございますが時間が余りございませんですが輕部課長さんにお聞きいたしますと明日は何年か振りで札幌郊外を見たいからということでわれわれの視察施行に加つて下さるそうでございまして、そこでいろいろ各個人的に御質問なさるチヤンスができるんではないかと思うのでございまして、それありますからどうぞ自由な御質問がありましたら御質問願いたいと思います。

輕部課長 私が出てまいります前日ですか環境衛生部長からお話がございまして印度のセイ

ロン島の近所から狂犬病の國際會議がございまして狂犬対策について出席して來まして私が出ます前日に私に對しまして狂犬病の対策として御承知のように現在の狂犬病のワクチンでは、後麻痺を起し若干の肥厚が残るんですが、これを無くするため人に噛みついた犬は必ず殺して解剖して狂犬かどうか研究してから噛まれた人が預防していくかどうかということを研究するという一應そいつた考えを持ちまして、そいつたことが行われる場合、地方衛生研究所においてネクリ氏小體の検索が可能かどうか。私は勿論可能であると返事しておりますが、これが急に實施されるとは考えられませんが、現在これが取り上げられているということを御紹介いたしたいと思います。現在そういう話が出ておりますからちょっと申上げておきます。

### 次回總會開催豫定地その他

北海道 それでは北海道として研究所課長さんにお願ひしたいことは厚生省科學研究費でございますが、拜見いたしますと中央の方々に多く流れて地方の私共では出しましたものが全部削られたんであります、またこれはあとから何かされて下さるのかも知れない、という事でしたが、それはそれといたしましてどうか地方研究所の研究を盛んにならしめるためにできるだけ地方研究所にも研究費が廻りますようにお願いしたいのであります。

それはお願いだけでございますが、私から申上げるものどうかと思いますが新井會長さんが言われた先程各地區の所長が集りまして會議いたしました結果についてちょっと申上げたいと思います。それで極く簡単に申しますと各地區の長の會議では來年はどうか福岡にお引受け願いたい、という希望なんでございます。もし非常にお差支がござりますれば更めて日本公衆衛生學會の來年度の開催地であります岡山にお願いしてみようということになつたのであります。ただ岡山の所長さんがお見えになりませんから全然未知數なのであります、従つてこれはあとから御報告申上げますが新井會長さんとそれから窪田副會長さんに又迷惑ですですが來年度も會長副會長をお願いすることに相成りましたのですが、新井會長さんから更めて福岡の小野所長さんに諸否その他について聞いて頂きましたその上若し勘わられて駄目のようでございましたら岡山に聞いて頂くということに相成りました何とぞさよう御了承をお

願いいたします。

新井會長 只今中村議長から御報告がありました通り、また1年私と窪田さんと會長副會長をやる様に強要されたんであります。實を申しますと私も會長を指命されてもう3年ばかりたちますので同じ人間がいつも同じようなことをやつておつたんではこの協議會もだんだん光彩のないものになりますしないかと常に考えておりますので、どなたか適任者が代つて下されば協議會のために非常にいいんじやないか、ということを考えておりまして昨年の支部長會議の時もそういう意味合のことをお願いしたんですが、その時も東京が一番厚生省その他の機關などと連絡上都合がいい、だから是非やれということでやむを得ず昨年お引受けしたんであります。今年もまた同じような理由をつけられまして續いて會長をやれこういうふうなお話がなされまして東京にいる限りどうも一番近い厚生省衛生試験所豫防衛生研究所等と一番近いところからといつてきめられますと、私がやめない限りまたいつまでたつても同じような會長を毎年いいつけられるんいかと考えて何とかこれを皆様の御考慮に訴えたいと考えております。併し差迫つてどうするという考えもございませんので皆様の御指命に従いまして、もう1年會長をやることをお引受けした次第であります。しかし只今申上げたように同じ人間が同じような頭でいつも考えておりますことは、結局何らの發展性もない新らしい味も起つて來ない古臭いことばかりやつてゆ

くということになりますので皆様の絶大なる御支援がなければどうしてもうまく會長をやつてゆくことができないのは明かであります。まあ引受けました以上はできるだけの努力をしたいと覺悟はしておりますけれどもどうぞ皆様の絶大なる御支援をいただきましてなお大いに尻に鞭をあてて頂きたい。そうしましたら皆様の御意思に従つてできるだけ私も努力奮闘したいというふうに考えておりますので會長を再びお引受けしたことを皆様に申上げると同時に皆様の斷えざる熱心な御懇願をお願いいたして私の御挨拶といたします。（拍手）

議長 副會長はよろしいですか？

塙田副會長 副會長は何も申上げることございません。（拍手）

議長 それでは、これで議事を終ります。引續きまして簡単に地元といたしまして閉會の御挨拶を申

上げたいと思います。

本日は炎天酷暑の折から終始熱心に御討議下さいまして、又來賓の各位には懇切な御指示或は御説明を頂きましてわれわれ得るところが非常に多かつたのであります。今回かのように活潑に且つ非常に熱心に御討議いたされましたことは開催地の衛研側といたしまして非常に感謝に堪えないところでございます。これから新らしくできましたビルディングの産業會館というところの二階で懇談會がございますのでどうぞ御出席をお願いいたしたいと思います。バスが既に来ておりますからそれにお乗り下さいますと5分くらいでまいりますまた定山溪においての方はバスが用意してございますので…それではこれをもつて協議會を終ることにいたします。どうもありがとうございました。（拍手） 午後4時45分閉會。

### 地方衛生研究所全國協議會第3回總會出席者

#### 來　　賓

厚生省公衆衛生局長代理研究所課長  
國立豫防衛生研究所長  
同　　副所長  
國立衛生試驗所長  
厚生省公衆衛生局厚生事務官  
北海道議會衛生常任委員長

輕　　部　彌　生　一  
小　　林　六　造  
小　　島　三　郎  
近　　藤　龍  
渡　　邊　光　太　郎  
田　　中　嚴

#### 會　　員

青森縣衛生研究所技師  
岩手縣衛生研究所長  
同　　主事  
宮城縣衛生研究所事務長  
同　　技師  
秋田縣藥務課長  
同　豫防課技師  
山形縣細菌検査所長  
同　　技師  
新潟縣衛生試驗所長  
埼玉縣衛生研究所主事  
千葉縣衛生研究所長  
同　　庶務課長  
東京都立衛生研究所長  
同　　總務部長  
神奈川縣衛生研究所長  
山梨縣醫學研究所長  
同　　庶務部長  
長野縣衛生研究所長

中　　村　儀　之　丞  
神　　子　謙　夫  
川　　村　義　藏  
丹　　野　今　朝　作  
佐　　藤　新　八  
福　　田　九　雄　夫  
茂　　木　武　恒　郎  
高　　橋　恒　至  
近　　楚　正　三　知  
篠　　川　利　夫  
鈴　　木　武　門  
鈴　　木　宇　左　衛  
宮　　崎　宇　左　衛  
新　　井　養　老  
川　　崎　宇　左　衛  
兒　　玉　良　郎  
田　　宮　猛　威  
内　　藤　盛　雄  
加　　藤　光　次　德

富山縣細菌検査所長	三一光志彥俊男嗣吉夫衛雄彥一稔一亮郎儀郎至郎彪造勇春高一己二郎彥豊郎
石川縣衛生研究所技師	統利貴捨珍忠次武爲一兵武俊孝金正市正一
福井縣衛生研究所長	五 谷 藤 谷 吉 勤 尚 信 知 俊 六 直 一
同 主事	伊 伊 大 田 栗 增 長 上 伊 雀 角 遷 大 吉 坂 山 末 杉 遠 紫 谷 木 濱 森 高 山 秋 西 小 市 大 上 中 土 谷 和 一
岐阜縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
愛知縣衛生研究所長	龜 伊 大 田 栗 增 長 上 伊 雀 角 遷 大 吉 坂 山 末 杉 遠 紫 谷 木 濱 森 高 山 秋 西 小 市 大 上 中 土 谷 和 一
名古屋市衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
三重縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
京都市衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
大阪府立衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
同 總務課長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
大阪市立衛生研究所事務長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
兵庫縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
奈良縣衛生研究所技師	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
廣島縣衛生研究所食品衛生部長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
山口縣藥務課長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
同 技師	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
同 主事	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
香川縣衛生研究所庶務係長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
高知縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
同 庶務課長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
島根縣衛生研究所總務課長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
同 細菌検査課長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
鳥取縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
同 總務課長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
同 化學試驗係長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
福岡縣衛生研究所技師	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
佐賀縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
熊本縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
大分縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
宮崎縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
鹿兒島縣衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
北海道立衛生研究所長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
同 庶務課長	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
開催地元臨席者	谷 藤 潤 村 本 山 島 坂 泽 田 城 見 井 口 廣 山 山 貞 吉 田 上 田 田 山 村 玉 原 橋 野 村 和 一
北海道知事	田 中 敏 常 朝 陸 太 驚 千 治 太
北海道副知事	田 中 敏 常 朝 陸 太 驚 千 治 太
北海道衛生部長	田 中 敏 常 朝 陸 太 驚 千 治 太
北海道衛生部醫務課長	田 中 敏 常 朝 陸 太 驚 千 治 太
同 環境衛生課長	田 中 敏 常 朝 陸 太 驚 千 治 太
同 保險指導課長	田 中 敏 常 朝 陸 太 驚 千 治 太
同 健康豫防課長	田 中 敏 常 朝 陸 太 驚 千 治 太
同 藥務課長	田 中 敏 常 朝 陸 太 驚 千 治 太
缺席會員	

福島縣衛生研究所 茨城縣細菌検査所 栃木縣衛生研究所 群馬縣立衛生研究所 静岡縣衛生研究所 滋賀縣衛生研究所 京都府衛生研究所 神戶市衛生研究所 和歌山縣衛生研究所 岡山縣衛生研究所 德島縣衛生研究所 愛媛縣立衛生研究所 長崎縣細菌検査所